# ISO14000 は企業経営を変えるか — 企業はグリーン・マーケティングの時代へ —

## はじめに

環境マネジメントに関する国際規格 ISO14000 シリーズへの関心が高まっている。 とりわけ 「国際取引きのパスポート」 とも称される ISO14001 の認証取得への取組は世界的な傾向となっている。

21 世紀初頭には環境への配慮が行動規準の一つとなってくることは間違いない。正式発行から1年しか経っていないため、ISO14001 が今後どのような展開となるのか定かでない部分もあるが、理念ではなく具体的な国際ルールであることから重要な役割を果たすことが期待される。企業経営も大きな変革を迫られることになろう。

# 1. 環境問題の質的変化と拡大

環境問題には原因と対策の視点からみて性格の異なる2つの問題が存在する。「地域」環境問題と「地球」環境問題である(図表 – 1)。地域環境問題への対処の仕方だけでは、地球環境問題の解決は不可能であることがわかってきた。

## (1) 地域環境問題:特定の環境汚染行為を問う

わが国では 1960 年代に産業公害や都市生活公害が顕在化した。公害問題では環境汚染や人的被害の原因の特定は比較的容易であり、その影響範囲も地域限定的であることから、公害防止技術や行政対応による対症療法で解決可能と考えられた。

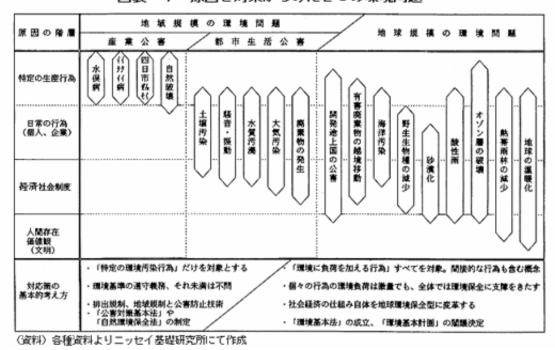
すなわち、地域限定的かつ直接的な「特定の環境汚染行為」だけが問題とされ、この概念に基づき、「公害対策基本法」や「自然環境保全法」が制定された。 具体的対策としては一定の排出基準などを設定し、これを守らないものだけを罰するというものであった。しかし、80 年代後半からの地球温暖化(結果として気候変動の可能性)や廃棄物問題の顕在化により、「特定の環境汚染行為」概念の限界が次第に明らかになってきた。

## (2) 地球環境問題:あらゆる環境負荷行為を問う

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、熱帯雨林減少などの地球環境問題は、

それぞれが相互に関連しかつ広範囲にわたるものであり、また将来世代にも関わる人類共通の重要課題である。いうまでもなく、その根本原因は人間活動そのものである。日常生活や通常の経済活動は環境基準に違反していなくても、また、個々には微量な環境負荷であっても、全体では地球規模の障害が発生することになる。

このような認識のもと、社会経済の仕組みを地球的規模で環境保全に適合するように変革することを目指して、93 年に「環境基本法」が成立し、翌年には「環境基本計画」が閣議決定された。環境基本計画では国や自治体だけでなく、事業者、国民およびNGOなど全ての主体が公平な役割分担の下で環境保全行動に自主的かつ積極的に参加することが求められ、各主体に期待される役割が示されている。



図表-1 原因と対策からみた2つの環境問題

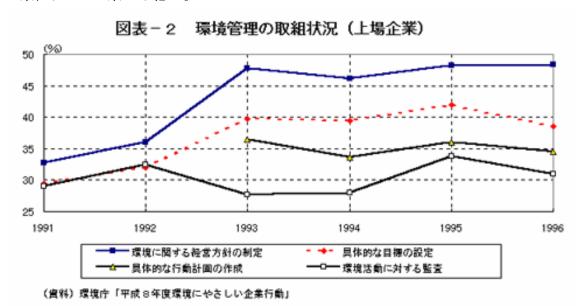
## 2. 企業の環境行動の変化

環境基本法では「事業者の責務」が明記され、企業経営を環境保全型に転換することが求められている。これを背景として、従来は付随的業務の感が強かった環境への配慮を本来業務として捉える企業が増えつつある。

## (1) 企業の環境管理への取組み

上場企業の環境管理への取組状況の推移をみると、取組は着実に広がっている(図表-2)。最近の環境管理への取組割合は、「環境に関する経営方針の制定」5割弱、「具体的な目標の設定」4割弱、「具体的な行動計画の作成」3割強、「環境活動に対する監査の実施」3割の順となっている。

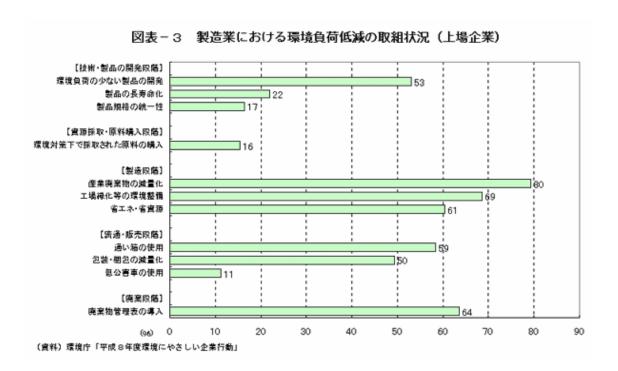
環境に関する経営方針を制定する企業の増加は望ましいが、環境監査までを 企業内部の一応の帰結とすれば、現状では上場企業の3割が環境管理を行って いることになる。業種別にみると、有害廃棄物やエネルギー消費に直接かかわっ てきた製造業や電気・ガス供給業では取組割合が高いが、金融・保険業、不動産 業、サービス業では低い。



## (2) 業種別の環境負荷低減のための取組

製造業では現在のところ製造段階に力点が置かれ、「産業廃棄物の減量化」や「省エネ・省資源」が中心である。開発段階では「環境負荷の少ない製品開発」、流通段階では「梱包の減量化」、廃棄段階では「廃棄物管理表の導入」が多く実施されている(図表-3)。生産という業種の性格上、製造業では環境への配慮が本来業務そのものとなりつつある。

建設業では「建設廃棄物の削減」、運輸業では「車両整備の徹底」、流通業では「容器包装の削減」、金融・保険業では「紙使用量の削減」など着手可能なものから実施されている。



## (3) 業種別の環境情報の開示

今後、財務情報だけではなく環境情報のディスクロージャーも重要となることが 予想される。これは企業の競争力や利害関係者の利益だけではなく、環境リスク の視点から企業への与信にも関わってくる問題である。

現在、わが国では環境情報の開示は義務づけられておらず、「環境報告書」を公表している企業もあれば、外部への環境情報の提供を全く行っていない企業もある。ここでは監査法人トーマツが行った営業報告書(93 年度)についての調査結果から、環境情報の開示状況を概観してみよう。

上場企業 2,168 社のうち 304 社(14%)に環境に関する記載があったが、記載内容は現状よりも「今後の課題」が多い。業種別の記載割合では、環境に関連の深い「紙・パルプ」、「石油・石炭」、「電気・ガス」が圧倒的に高く、次いで「化学・薬品」や「輸送用機械」で高い。逆に、極端に低いのが「金融・保険業」であり、業務に関する環境負荷が見えにくいこともその理由として考えられる。

#### 3. ISO14000 の登場

ISO14000 シリーズは環境負荷を低減するための仕組みづくりの規格として登場した。 第三者機関による認証の適合規格 ISO14001 は、経営トップの意思決定と組織的かつ継続的な改善へのコミットメントを強く求めている。

## (1) 国際規格 ISO14000 の全体像

ISO14000 シリーズは、ISO(国際標準化機構)によって発行される環境マネジメントシステムの構築に関する規格群の総称で、次の6パートからなる。

- ①環境マネジメントシステム:認証適合必須の仕様書(<u>ISO14001</u>)、一般的指針 (ISO14004)
- ②環境監査:指針·一般原則(<u>ISO14010</u>)、指針·監査手順(<u>ISO14011</u>)、監査員資格 (ISO14012)
- ③環境ラベル:環境ラベリング規格(ISO14020~ISO14024)
- ④環境パフォーマンス評価:効果の評価指針(ISO14031)
- ⑤ライフサイクルアセスメント(LCA):環境評価のツール(ISO14040~ISO14043)
- ⑥用語および定義など

このうち①環境マネジメントシステムと②環境監査については昨年秋に発行された(下線の5規格)。これにより世界のあらゆる組織体が環境マネジメントのための共通インフラをもったことになる。③~⑥については 99 年を目処に現在検討中である。

## (2) ISO14001 の狙いと認証制度

認証取得が話題となっている ISO14001 については、「環境マネジメントシステム」に対する具体的な要求事項の前に、その基本的な性格を理解しておく必要がある。列挙すると次のようになる。

- 完全な民間の任意規格である。ただし、将来、各国の法規や国際条約でその準拠が要求されれば、強制規格となる。
- 環境負荷を低減していくための仕組みを規定する規格(システム規格)である。システムにより達成すべき「環境パフォーマンス(環境上の性能や成績)」は組織が自ら設定し、その実現を目指す。
- 第三者認証(審査登録)あるいは自己宣言に用いられる環境マネジメントシステムについての唯一の仕様書である(厳密な適合性を求める)。他の指針等は推奨であり、準拠の義務はない。
- あらゆる組織に適用でき、分野や規模に左右されない。必ずしも会社単位ではなく工場や事業所も可。政府機関、自治体あるいは金融機関にも適用可能。組織の適用範囲は組織自らが決める。
- いかなる活動も対象とできる。例えば、工場の製造プロセスに限らず、製品 やサービスの環境への影響も対象となる。

ISO14001 の要求事項は図表ー4に示す通りであるが、デミングのマネジメントサイクル(PDCA)に沿って規定されている。この中で重要なことは、「環境方針」に基づき「計画」を作成する際に、自社の企業活動や製品・サービスの「環境側面」を自ら選択し評価することである。これがシステム作りの要となる。

わが国では WTO の TBT(貿易の技術的障害)協定に基づき、ISO14001 の発行直後に同一内容で「JIS Q 14001」として国内規格となった。これにより国内の審査登録機関(上位の認定機関から認定を受ける)による JIS 認証で直ちに ISO14001 認証とみなされる。

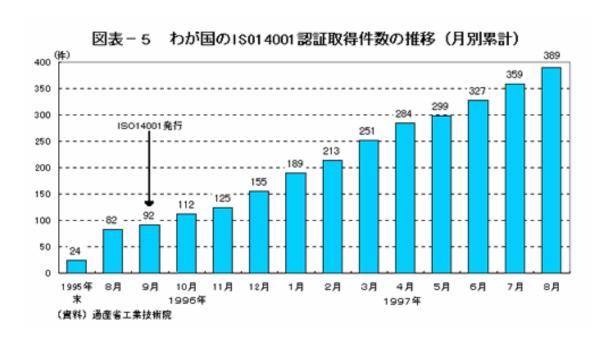
# 図表-4 IS014001(システム規格)の狙いと特徴

狙い	<ul><li>環境負荷を低減していくためのマネジメントシステムの</li></ul>	
	構築とその継続的な改善	
	・組織経営に環境マネジメントシステムの体系的ビルトイ	
	ン	
利害関係者	<ul><li>組織の環境パフォーマンスに関心をもつか又はその影響</li></ul>	
	を受ける個人又は団体	
	<ul><li>具体的には近隣住民、地域社会、顧客、消費者、従業員、</li></ul>	
	出資者、保険業者、環境団体、行政、一般市民など広範	
	囲に及び、コミュニケートを図る	
要求事項	【環境方針】経営トップの明確な意思表示(一般市民にも入	
(PDCA	手可能とする)	
による改善	【計画】事業の「環境側面」を明確にし、その改善のための	
と文書化)	具体的な目標設定	
	【実施及び運用】環境負荷低減のための組織と責任・権限の 明確化、経営資源の適切な配分	
	【点検及び是正措置】環境パフォーマンスとシステム運用の	
	チェック、不適合あれば是正	
	「経営者による見度し】システムの妥当性や有効性を明確に	
	し、必要に応じ見直す	
Create &		
留意点	・システム連合の証明は"第三者認証"あるいは"自己宣言"	
	のいずれでもよい	
	・内部監査は経営トップへは報告するが、外部への公開義務	
	はない	

(資料)諸資料をもとにニッセイ基礎研究所にて作成

## (3) わが国の ISO14001 認証取得状況

ISO14001 発行から1年経過した8月末現在で、わが国の認証取得は389件である。大半は大手企業の工場であるが、月を追うごとに増加しており、当面は急増することが見込まれている(図表-5)。業種別にみると、製造業が96%を占め、中でも欧州への輸出比率が高い電気機械(60%)や一般機械(13%)が先行している(図表-6)。建設業では3件と少ないが、今後の取得意欲は高い(図表-7)。

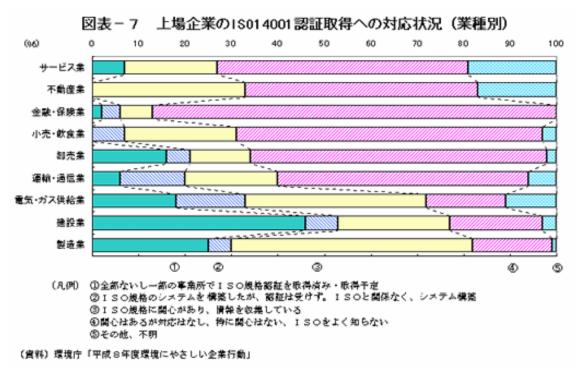


図表-6 わが国のIS014001認証取得 件数 (業種別)

業 種	件数	構成比
電気機械	234	60.2%
一般機械	49	12.6%
化学工業	27	6.9%
精密機械	25	6.4%
輸送用機械	10	2.6%
鉄鋼、金属製品	9	2.3%
石油製品	8	2.1%
ゴム、土石製品	4	1.0%
食料・飲料品	2	0.5%
繊維製品	2	0.5%
紙・バルブ	2	0.5%
木製品	1	0.3%
スポーツ用品	1	0.3%
(製造業 小計)	374	96.1%
電気・ガス供給業	3	0.8%
建設業	3	0.8%
廃棄物処理業	2	0.5%
専門技術サービス業	7	1.8%
合 計	389	100.0%

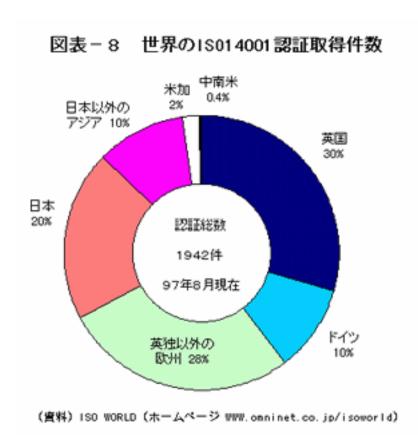
(1997年8月末現在)

(資料) 通座省工業技術院



直接的な環境負荷の低減効果の高い運輸業、流通業、飲食業については、現時点での認証取得はないが、一部の企業で検討されている。金融・保険業や不動産業でも皆無であるが、環境負荷を明確な形で認識し難いためか動きは鈍い。 ただし、損害保険業界では環境リスクの観点から関心が高い。

世界に目を転じると、8月現在の認証総数は 1,942 件である。その構成比は環境の危機意識が強い欧州が 67%と圧倒的に高く、次いでアジア(豪州を含む)の 31 %である(図表 - 8)。国別には英国の 570 件に次いで日本2位、ドイツ3位 (200 件)となっている。アジアにおいても韓国、インドネシアを始め NIEs や ASEAN 諸国また中国でも積極的であるという。米国も今後は増加するといわれており、認証取得への取組は世界的な傾向となっている。大企業主導型の日本と欧州の違いは、環境負荷の大きい運輸業やエネルギー供給業で取得割合が高いこと、中堅・中小企業も比較的多いことである。



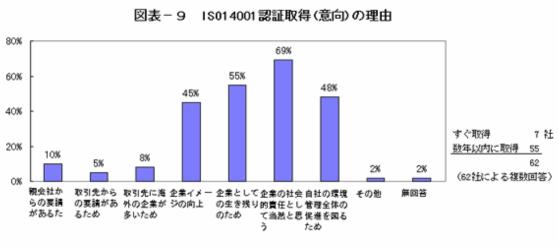
# 4. ISO14000 の影響

わが国ではその認証取得は社会的責任とする考え方が根強い。しかし、これからは企業経営に対して様々な環境問題が現実的な形で現れてくる可能性が高い。 それゆえ、環境リスクをどう捉えてどう対処するかという観点からの経営が必要となり、それが企業生き残りの重要なポイントとなろう。

## (1) ISO14001 認証のメリットと取得理由

ISO14001 認証取得のメリットとして一般的には、企業経営では経営システムの見直しによる「経営コストの改善効果」と「潜在的な環境リスクの回避」がいわれている。(国際)取引きでは、「市場における信用力の保証」と「環境への配慮を優先するグリーン調達における優位性」が揚げられる。

わが国では認証取得(意向)の理由として、「企業の社会的責任」が第一位を占める(図表-9)。倫理性は企業の存立に係わる大事なことではあるが、環境の時代と言われる 21 世紀に向けて、これだけで企業が発展していくとは考えにくい。むしろ、第二位の「企業としての生き残り」をストレートに認識することの方が重要である。



(資料)東京都環境科学研究所「中小企業の地球環境問題への取組みに関するアンケート調査」1994年

#### (2) ISO14001 をめぐる最近の動き

わが国の自治体も環境マネジメントシステムの構築や認証取得に意欲を示している。率先して導入することにより、中堅・中小企業へ普及させるという意図もある。中小企業は圧倒的多数を占め環境への影響も大きいにもかかわらず、情報・資金・人材の不足により導入が阻害されているため、自治体によるマニュアル作成や優遇措置などが検討されている。

一方、製品やサービスの調達条件として ISO14001 認証取得の義務化を検討している自治体も増えている。建設省では品質管理のシステム規格 ISO9000 シリーズを公共事業(パイロット事業)の発注条件とすることを検討しているが、いずれ ISO14001 へ波及する可能性は高い。これに呼応するように、建設業3団体では、ISO14001 導入の手引き書を作成し積極的に業界を支援している。

わが国のあるメーカーでは自らの認証取得に伴い、下請けを含む取引先に対して正式に環境配慮を要請している。またグリーン調達基準を作成し ISO14001 認証取得企業からの優先購入を明記する企業もある。欧州でも同様の動きがあるといわれ、世界的な「取引先のグリーン化」が始まっている。

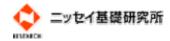
金融業界においても、米国のスーパーファンド法(包括的環境対処・補償・責任法)訴訟に象徴されるように、環境汚染を引き起こす事業の所有・管理・経営関与によって生じる貸し手側の潜在的費用負担の問題がクローズアップされている。金融機関は自らの環境リスクを最小化するためには、資産運用に当たり環境負荷の少ない会社もしくは環境リスクの低い事業を選択して行かざるを得ない。資金の再配分機能をもつ金融機関が本業での環境配慮に取組めば、その波及効果は大きい。

## (3) 社会的責任論からグリーン・マーケティングの時代へ

2000 年までには ISO14000 シリーズの中の環境ラベルや LCA の規格も発行される。それらが実質的な国際ルールとなり取引きの必要条件となった場合には、当然、環境マネジメントシステムの構築や認証取得が大前提となろう。企業が自らの環境リスクを回避するために、取引先に環境への配慮を要求することは、翻って、自らへの要請に他ならない。

また LCA では、原材料・資材調達から製造・消費・廃棄に至る全過程の環境負荷を評価することから、品質や価格だけでなく環境側面も含めた形で商品やサービスの競争力が問われてくることになる。

それゆえ企業の社会的責任は大事な基本スタンスだが、今後は冷静にグリーン調達の動向や事業の環境リスクを見据えた「グリーン・マーケティング戦略」が必要となる。それは環境への配慮が企業経営の本来業務となることを意味し、環境の時代における企業の生き残り戦略となろう。



ご意見・ご要望がございましたら、 ニッセイ基礎研究所都市開発部までお寄せ下さい。